

令和5年6月12日招集

田村市議会 6月定例会提出議案

議 案 目 次

(議案番号)	(議 案 名)	(頁)
議案第44号	田村市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例	1
議案第45号	田村市議会議員及び田村市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例	7
議案第46号	田村市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	11
議案第47号	田村市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	15
議案第48号	田村市清掃施設条例の一部を改正する条例	23
議案第49号	平成23年東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の原子力緊急事態宣言に係る被災者に対する田村市市税等の減免の特例に関する条例等を廃止する条例	27
議案第50号	田村市船引就業改善センター条例を廃止する条例	29
議案第51号	令和5年度田村市一般会計補正予算(第2号)について	31
議案第52号	令和5年度田村市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について	33
議案第53号	令和5年度田村市滝根町観光事業特別会計補正予算(第1号)について	35
議案第54号	令和5年度田村市病院事業会計補正予算(第1号)について	37
議案第55号	和解及び損害賠償の額を定めることについて	39
議案第56号	福島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福島県市町村総合事務組合同規約の一部変更について	41
同意第6号	田村市教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて	43
同意第7号	田村市教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて	45

議案第44号

田村市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

田村市個人番号の利用に関する条例(平成27年田村市条例第31号)の一部を次のように改正する。

題名中「利用」の次に「及び特定個人情報の提供」を加える。

第1条中「個人番号の利用」の次に「及び法第19条第11号に基づく特定個人情報の提供」を加える。

第3条中「利用」の次に「及び特定個人情報の提供」を加える。

第4条第1項及び第3項中「市長」の次に「又は教育委員会」を加える。

第5条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

(特定個人情報の提供)

第5条 法19条第11号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同様の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提供が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

別表第1に次のように加える。

8 市長	生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護に準じた取扱いによって実施する外国人の保護に関する事務であって規則で定めるもの
------	---

別表第2第3の項右欄中「(昭和25年法律第144号)」を削り、「配偶者支援金の支給に関する情報」の次に「(以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。)」を加え、同表第8の項右欄中「徴収に関する情報」の次に「(以下「介護保険給付等関係情報」という。)」を加え、同表に次のように加える。

11 市長	生活保護法による保護に準じた取扱いによって実施する外国人の保護に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、住民票関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支援又は地域生活支援事業の実施に関する情報であって規則で定めるもの
-------	---	--

別表第2の次に次の1表を加える。

別表第3(第5条関係)

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
--------	----	--------	--------

市長	生活保護法による保護に準じた取扱いによって実施する外国人の保護に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	就学援助の実施に関する情報、学校保健安全法(昭和33年法律第56号)による医療に要する費用についての援助に関する情報又は特別支援教育就学奨励費の支給に関する情報であって規則で定めるもの
----	---	-------	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和5年6月12日 提出

田村市長 白石 高 司

提案理由

生活保護の医療扶助において、マイナンバーカードを用いたオンライン資格確認が本格導入されることに伴い、番号利用法の適用対象外である外国人の保護に関する事務について個人番号の利用を可能とするため、条例の改正を提案する。

田村市個人番号の利用に関する条例新旧対照表

資 料

新	旧
<p>田村市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「法」という。)第9条第2項の規定に基づき、個人番号の利用及び法第19条第11号に基づく<u>特定個人情報の提供</u>に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(市の責務)</p> <p>第3条 市は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。</p> <p>(個人番号の利用範囲)</p> <p>第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び市長又は教育委員会が行う法別表第2の第2欄に掲げる事務とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 市長又は教育委員会は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</p> <p>4 (略)</p> <p>(特定個人情報の提供)</p> <p>第5条 法第19条第11号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同様の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる<u>特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。</u></p> <p>2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提供が義務付けられているときは、当該書面の提出があつ</p>	<p>田村市個人番号の利用_____に関する条例</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「法」という。)第9条第2項の規定に基づき、個人番号の利用_____に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(市の責務)</p> <p>第3条 市は、個人番号の利用_____に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。</p> <p>(個人番号の利用範囲)</p> <p>第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び市長_____が行う法別表第2の第2欄に掲げる事務とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 市長_____は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</p> <p>4 (略)</p>

たものとみなす。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第1(第4条関係)

機関	事務
(略)	
7 市長	田村市小児慢性特定疾患児日常生活用具給付等事業実施要綱(平成17年田村市告示第163号)による在宅の小児慢性特定疾患治療研究事業の対象となっている者に対する日常生活用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの
8 市長	<u>生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護に準じた取扱いによって実施する外国人の保護に関する事務であって規則で定めるもの</u>

別表第2(第4条関係)

機関	事務	特定個人情報
(略)		
3 市長	田村市重度心身障害者医療費の給付に関する条例による重度心身障害者の医療費の給付に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報、医療保険給付関係情報、生活保護法_____による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報(以下「生活保護関係情報」という。)、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)にいう知的障害者に関する情報(以下「障害者関係情報」という。)又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第1(第4条関係)

機関	事務
(略)	
7 市長	田村市小児慢性特定疾患児日常生活用具給付等事業実施要綱(平成17年田村市告示第163号)による在宅の小児慢性特定疾患治療研究事業の対象となっている者に対する日常生活用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2(第4条関係)

機関	事務	特定個人情報
(略)		
3 市長	田村市重度心身障害者医療費の給付に関する条例による重度心身障害者の医療費の給付に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報、医療保険給付関係情報、生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報(以下「生活保護関係情報」という。)、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)にいう知的障害者に関する情報(以下「障害者関係情報」という。)又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残

		留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付若しくは配偶者支援金の支給に関する情報(以下「 <u>中国残留邦人等支援給付等関係情報</u> 」 <u>という。</u>)であって規則で定めるもの			留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付若しくは配偶者支援金の支給に関する情報_____であって規則で定めるもの
(略)			(略)		
8 市長	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、生活保護関係情報又は介護保険法(平成9年法律第123号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報(以下「 <u>介護保険給付等関係情報</u> 」 <u>という。</u>)であって規則に定めるもの	8 市長	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、生活保護関係情報又は介護保険法(平成9年法律第123号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報_____であって規則に定めるもの
(略)			(略)		
10 市長	国民年金法(昭和34年法律第141号)による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料その他徴収金の徴収又は加入者の資格の取得及び喪失に関する事項の届出に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報又は生活保護関係情報であって規則で定めるもの	10 市長	国民年金法(昭和34年法律第141号)による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料その他徴収金の徴収又は加入者の資格の取得及び喪失に関する事項の届出に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報又は生活保護関係情報であって規則で定めるもの
11 市長	<u>生活保護法による保護に準じた取扱いによって実施する外国人の保護に関する事務であって規則で定めるもの</u>	<u>障害者関係情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、住民票関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支援又は地域生活支援事業の実施に関する情報であって規則で定めるもの</u>			

別表第3(第5条関係)

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
市長	生活保護法による保護に準じた取扱いによって実施する外国人の保護に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	就学援助の実施に関する情報、学校保健安全法(昭和33年法律第56号)による医療に要する費用についての援助に関する情報又は特別支援教育就学奨励費の支給に関する情報であって規則で定めるもの

議案第45号

田村市議会議員及び田村市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

田村市議会議員及び田村市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例(平成17年田村市条例第22号)の一部を次のように改正する。

第4条第2号ア中「1万5,800円」を「1万6,100円」に改め、同号イ中「7,560円」を「7,700円」に改める。

第9条及び第10条中「7円51銭」を「7円73銭」に改める。

第13条中「393円80銭」を「405円99銭」に、「23万2,875円」を「23万7,188円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の田村市議会議員及び田村市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後にその期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

令和5年6月12日 提出

田村市長 白石高司

提案理由

公職選挙法施行令の一部を改正する政令が施行されたことに伴い、選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスター等の作成の公営に要する経費に係る限度額の引き上げが行われたため、条例の改正を提案する。

田村市議会議員及び田村市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例新旧対照表

資料

新	旧
<p>(公費の支払)</p> <p>第4条 市は、候補者(前条の届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者(以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。)に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対して支払う。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額</p> <p>ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入れ契約(以下「自動車借入れ契約」という。)である場合 当該選挙運動用自動車(同一の日において自動車借入れ契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。)のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額(当該金額が<u>1万6,100円</u>を超える場合には、<u>1万6,100円</u>)の合計金額</p> <p>イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金(当該選挙運動用自動車(これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。)が既に前条の届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、<u>7,700円</u>に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)</p> <p>ウ (略)</p>	<p>(公費の支払)</p> <p>第4条 市は、候補者(前条の届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者(以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。)に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対して支払う。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額</p> <p>ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入れ契約(以下「自動車借入れ契約」という。)である場合 当該選挙運動用自動車(同一の日において自動車借入れ契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。)のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額(当該金額が<u>1万5,800円</u>を超える場合には、<u>1万5,800円</u>)の合計金額</p> <p>イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金(当該選挙運動用自動車(これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。)が既に前条の届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、<u>7,560円</u>に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)</p> <p>ウ (略)</p>
<p>(公費の支払)</p> <p>第9条 市は、候補者(前条の届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方である選挙運動用ビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、<u>7円73銭</u>を超える場合には、<u>7円73銭</u>)に当該選挙運動用ビラの作成枚数(当該候補者を通じて法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のもの)であることにつき、委員会が定めるところに</p>	<p>(公費の支払)</p> <p>第9条 市は、候補者(前条の届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方である選挙運動用ビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、<u>7円51銭</u>を超える場合には、<u>7円51銭</u>)に当該選挙運動用ビラの作成枚数(当該候補者を通じて法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のもの)であることにつき、委員会が定めるところに</p>

より、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第7条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該選挙運動用ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該選挙運動用ビラの作成を業とする者に対し支払う。

(公費負担の限度額)

第10条 第7条の規定により選挙運動用ビラを作成する場合の公費負担の限度額は、候補者1人について、7円73銭に選挙運動用ビラの作成枚数(当該作成枚数が、法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数)を乗じて得た金額とする。

(公費の支払)

第13条 市は、候補者(前条の届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、405円99銭に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に23万7,188円を加えた金額を、当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。)を超える場合には、当該単価の限度額)に当該選挙運動用ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第11条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

より、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第7条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該選挙運動用ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該選挙運動用ビラの作成を業とする者に対し支払う。

(公費負担の限度額)

第10条 第7条の規定により選挙運動用ビラを作成する場合の公費負担の限度額は、候補者1人について、7円51銭に選挙運動用ビラの作成枚数(当該作成枚数が、法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数)を乗じて得た金額とする。

(公費の支払)

第13条 市は、候補者(前条の届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、393円80銭に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に23万2,875円を加えた金額を、当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。)を超える場合には、当該単価の限度額)に当該選挙運動用ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第11条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

議案第46号

田村市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

田村市職員の給与に関する条例(平成17年田村市条例第45号)の一部を次のように改正する。
第16条第2項第2号中「29,300円」を「32,400円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の田村市職員の給与に関する条例の規定は、令和5年4月1日から適用する。

令和5年6月12日 提出

田村市長 白石 高 司

提案理由

福島県人事委員会勧告に準じて職員の給与等を改定するため、条例の改正を提案する。

田村市職員の給与に関する条例新旧対照表

資 料

新	旧
<p>(通勤手当) 第16条 (略)</p> <p>2 通勤手当の額は、次に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 当該職員の自動車等の使用距離に応じ、支給単位期間につき、<u>32,400円</u>を超えない範囲内で市長が規則で定める額(定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して市長が規則で定める職員にあっては、その額から、その額に市長が規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)</p> <p>(3) (略)</p> <p>3～6 (略)</p>	<p>(通勤手当) 第16条 (略)</p> <p>2 通勤手当の額は、次に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 当該職員の自動車等の使用距離に応じ、支給単位期間につき、<u>29,300円</u>を超えない範囲内で市長が規則で定める額(定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して市長が規則で定める職員にあっては、その額から、その額に市長が規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)</p> <p>(3) (略)</p> <p>3～6 (略)</p>

議案第47号

田村市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

田村市国民健康保険税条例(平成17年田村市条例第130号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「20万円」を「22万円」に改める。

第23条第1項中「20万円」を「22万円」に改め、同項第2号中「28万5千円」を「29万円」に改め、同項第3号中「52万円」を「53万5千円」に改める。

第23条の2中「第24条の2」を「第24条の2第1項」に改める。

第24条の2第2項中「その他の特例対象被保険者等であること的事实を証明する書類」を「又は雇用保険受給資格通知(同省令第19条第3項に規定するものをいう。)」に改める。

附則第2項の9中「第23条第1項」を「第23条」に改め、「適用については、同条」の次に「第1項」を加える。

附則第3項、第4項、第6項から第9項まで、第12項及び第13項中「第23条第1項の」を「第23条の」に改める。

附則第15項の見出し中「為」を「ため」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の田村市国民健康保険税条例の規定は、令和5年4月1日から適用する。

(適用区分)

2 改正後の田村市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

令和5年6月12日 提出

田村市長 白石高司

提案理由

国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険税課税限度額を引き上げるとともに、国民健康保険税の軽減措置について、5割軽減及び2割軽減の対象世帯に係る所得判定基準を改めるため、条例の改正を提案する。

田村市国民健康保険税条例新旧対照表

資料

新	旧
<p>(課税額)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>22万円</u>を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>22万円</u>とする。</p> <p>4 (略)</p>	<p>(課税額)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>20万円</u>を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>20万円</u>とする。</p> <p>4 (略)</p>
<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>22万円</u>を超える場合には、<u>22万円</u>)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>29万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)</p> <p>ア～カ (略)</p> <p>(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>53万5千円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)</p> <p>ア～カ (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>20万円</u>を超える場合には、<u>20万円</u>)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>28万5千円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)</p> <p>ア～カ (略)</p> <p>(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>52万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)</p> <p>ア～カ (略)</p> <p>2 (略)</p>
<p>(特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特</p>	<p>(特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特</p>

例)

第23条の2 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等(法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。第24条の2第1項において同じ。)である場合における第3条及び前条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(第23条の2に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。)」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条第1項第1号中「総所得金額及び」とあるのは「総所得金額(次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号及び第3号において同じ。)及び」とする。

(特例対象被保険者等に係る申告)

第24条の2 (略)

2 前項の申告書の提出に当たり、当該納税義務者は、雇用保険受給資格者証(雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第17条の2第1項第1号に規定するものをいう。)又は雇用保険受給資格通知(同省令第19条第3項に規定するものをいう。)の提示を求められた場合には、これらを提示しなければならない。

附 則

1～2の8 (略)

(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

2の9 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上である者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における第23条の規定の適用については、同条第1項中「法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5第1項に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。)及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。

(上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

3 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項

例)

第23条の2 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等(法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。第24条の2第1項において同じ。)である場合における第3条及び前条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(第23条の2に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。)」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条第1項第1号中「総所得金額及び」とあるのは「総所得金額(次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号及び第3号において同じ。)及び」とする。

(特例対象被保険者等に係る申告)

第24条の2 (略)

2 前項の申告書の提出に当たり、当該納税義務者は、雇用保険受給資格者証(雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第17条の2第1項第1号に規定するものをいう。)その他の特例対象被保険者等であることの実を証明する書類の提示を求められた場合には、これらを提示しなければならない。

附 則

1～2の8 (略)

(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

2の9 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上である者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における第23条第1項の規定の適用については、同条第1項中「法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5第1項に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。)及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。

(上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

3 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項

の配当所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の 規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の 規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは、「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

5 (略)

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の 規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは、「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式

の配当所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは、「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

5 (略)

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは、「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式

等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の 規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の 規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の 規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

10・11 (略)

(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

10・11 (略)

(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

<p>12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の 規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。</p> <p>(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の 規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。</p> <p>14・14の2 (略) (東日本大震災に伴う生活支援の<u>ため</u>の経過措置)</p> <p>15 (略) (1)～(3) (略)</p>	<p>12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。</p> <p>(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。</p> <p>14・14の2 (略) (東日本大震災に伴う生活支援の<u>為</u>の経過措置)</p> <p>15 (略) (1)～(3) (略)</p>
--	---

議案第48号

田村市清掃施設条例の一部を改正する条例

田村市清掃施設条例(平成17年田村市条例第137号)の一部を次のように改正する。
別表中「田村市船引清掃センター」を「たむらリサイクルプラザ」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年12月1日から施行する。
(田村市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正)
- 2 田村市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成17年田村市条例第136号)の一部を次のように改正する。
別表中「船引清掃センター」を「たむらリサイクルプラザ」に改める。

令和5年6月12日 提出

田村市長 白石高司

提案理由

田村市船引清掃センターをリサイクル推進施設に変更するため、条例の改正を提案する。

田村市清掃施設条例新旧対照表

資 料

新		旧	
別表(第2条関係)		別表(第2条関係)	
名称	位置	名称	位置
<u>たむらリサイ</u> <u>クルプラザ</u>	田村市船引町大倉字後田43番地	<u>田村市船引清</u> <u>掃センター</u>	田村市船引町大倉字後田43番地
(略)		(略)	

田村市廃棄物の処理及び清掃に関する条例新旧対照表

資 料

新	旧
別表(第19条関係)	別表(第19条関係)
1 一般廃棄物処理手数料	1 一般廃棄物処理手数料
(1) <u>たむらリサイクルプラザ</u> 、 <u>たむらクリーンセンター</u> に係るもの	(1) <u>船引清掃センター</u> 、 <u>たむらクリーンセンター</u> に係るもの
(略)	(略)

議案第49号

平成23年東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の原子力緊急事態宣言に係る被災者に対する田村市市税等の減免の特例に関する条例等を廃止する条例

次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 平成23年東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の原子力緊急事態宣言に係る被災者に対する田村市市税等の減免の特例に関する条例(平成23年田村市条例第10号)
- (2) 平成23年東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の原子力緊急事態宣言に係る被災者に対する平成24年度田村市市税等の減免の特例に関する条例(平成24年田村市条例第4号)
- (3) 平成23年東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の原子力緊急事態宣言に係る被災者に対する平成25年度田村市市税等の減免の特例に関する条例(平成25年田村市条例第6号)
- (4) 平成23年東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の原子力緊急事態宣言に係る被災者に対する平成26年度田村市市税等の減免の特例に関する条例(平成26年田村市条例第17号)
- (5) 平成23年東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の原子力緊急事態宣言に係る被災者に対する平成27年度田村市市税等の減免の特例に関する条例(平成27年田村市条例第21号)
- (6) 平成23年東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の原子力緊急事態宣言に係る被災者に対する平成28年度田村市市税等の減免の特例に関する条例(平成28年田村市条例第19号)
- (7) 平成23年東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の原子力緊急事態宣言に係る被災者に対する平成29年度田村市市税等の減免の特例に関する条例(平成29年田村市条例第13号)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和5年6月12日 提出

田村市長 白石高司

提案理由

平成23年東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の原子力緊急事態宣言に係る被災者に対する市税等の減免の特例について、平成29年度分の市税等が遡及更正時効の5年を経過したことから、平成23年度以降の一連の震災関連減免条例を廃止するため、条例の廃止を提案する。

議案第50号

田村市船引就業改善センター条例を廃止する条例

田村市船引就業改善センター条例(平成17年3月1日条例第144号)は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和5年6月12日 提出

田村市長 白石高司

提案理由

令和3年2月13日に発生した福島県沖地震での甚大な被害等により再建が困難であるため、条例の廃止を提案する。

議案第51号

令和5年度田村市一般会計補正予算（第2号）について

令和5年度田村市一般会計補正予算（第2号）を別紙のとおり提出する。

令和5年6月12日 提出

田村市長 白石 高 司

議案第52号

令和5年度田村市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

令和5年度田村市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を別紙のとおり提出する。

令和5年6月12日 提出

田村市長 白石高司

議案第53号

令和5年度田村市滝根町観光事業特別会計補正予算（第1号）について

令和5年度田村市滝根町観光事業特別会計補正予算（第1号）を別紙のとおり提出する。

令和5年6月12日 提出

田村市長 白石高司

議案第54号

令和5年度田村市病院事業会計補正予算（第1号）について

令和5年度田村市病院事業会計補正予算（第1号）を別紙のとおり提出する。

令和5年6月12日 提出

田村市長 白石高司

議案第55号

和解及び損害賠償の額を定めることについて

令和5年1月30日、田村市大越町上大越字槻木地内の市道において、
の管理する車両が走行中に、側溝内に落ち突出していた側溝蓋に乗り上げ、車両左側後輪部等に損害を与えたことについて、下記のとおり損害賠償の額を定め和解するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により議会の議決を求める。

令和5年6月12日 提出

田村市長 白石高司

記

- 1 相手方
- 2 和解事項
 - (1) 田村市は、この事故によって生じた損害を賠償するため、
 - (2) は、その余の請求を放棄する。
- 3 損害賠償額 金585,611円

議案第56号

福島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福島県市町村総合事務組合規約の一部変更について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定に基づき、関係地方公共団体で協議のうえ、福島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数を減少させ、その他規定の整備を行い、福島県市町村総合事務組合規約(昭和54年規約第1号)の一部を次のとおり変更する。

令和5年6月12日 提出

田村市長 白石 高 司

福島県市町村総合事務組合規約の一部変更について

福島県市町村総合事務組合規約の一部を次のように変更する。

変更後の福島県市町村総合事務組合規約は、左横書きに改める。この場合において、漢数字は、固有名詞の全部若しくは一部をなす場合又は熟語の一部をなす場合以外はアラビア数字に改め、号をあらわす漢数字は、アラビア数字を「()」で囲んだものに改め、第3条中「上欄」を「左欄」に、「下欄」を「右欄」に改め、別表の構成は、変更前の規約における上方は変更後の規約における左方とする。

別表第1中「、田村広域行政組合」を削る。

別表第2第1項下欄中「、田村広域行政組合」を削る。

別表第2第4項下欄中「、田村広域行政組合」を削る。

附 則

この規約は、知事の許可のあった日から施行し、改正後の福島県市町村総合事務組合規約の規定は、令和5年4月1日から適用する。

同意第6号

田村市教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

下記の者を田村市教育委員会の委員に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

令和5年6月12日 提出

田村市長 白石高司

記

住 所 田村市滝根町菅谷字平木内143番地5

氏 名 佐藤由香理

生年月日



同意第7号

田村市教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

下記の者を田村市教育委員会の委員に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

令和5年6月12日 提出

田村市長 白石高司

記

住 所 田村市都路町古道字上ノ前32番地

氏 名 根 内 喜 代 重

生年月日

